



教育と法

(いじめ問題についての一考察)

広島文化学園大学看護学部
榎 久仁裕

近年、後を絶たない児童、生徒のいじめについて、法的な見地から記してみた。教育界等では、異論、反論もあると思われる。しかし、本来、学校で学問を学ぶべき者が、他の者の人権を侵害しているとともに、他の者の命までも、脅かしている状態は、異常な状態であると言わざるを得ない。早急な国レベルでの対策の必要性を感じる。そこで、今回は、現状の法律、例えば少年法の理念ということも考慮しながら、教職員、学校等の教育機関に毅然とした行動をするべく、論述した。少しばかり、強い表現になったところもあるが、児童、生徒の人権そして命を守るためにも、筆者の論述を参考にしていただければ、幸いである。教育現場では、筆者の想像を超える難問があると思われる。しかし、この難問も多くの者の知恵で解決していったら良いと思う。教育とは、法で解決できないことが多くあると思われる。しかし、一定の限度を超える生徒、児童の言動は、法で解決するべきであると考えている。その解決によって、児童、生徒の法感覚も鮮明になるとと思われる。本稿は、法によって威嚇する教育を是認しているものではない。

- 1 はじめに
- 2 いじめる者の論理
- 3 いじめる者の親の論理
- 4 教育現場の論理と法的認識
- 5 教育現場の責任者の論理と法的認識
- 6 捜査機関の積極的介入
- 7 おわりに

■ はじめに

近年、児童、生徒の学校現場でのいじめ等の非行が、クローズアップされている。多くの被害者をだしての、クローズアップであるが故に筆者としては、残念な気持ちでいっぱいである。なぜなら、筆者は長年、裁判所勤務を経験し、かつ刑事手続を学んだが故の者だからである。法は全ての者に平等である。それが成人であろうが、児童、生徒であろうが、平等であるはずである。ただ手続の違いがあることは、法の建前¹⁾ではある。しかし犯罪の成立に成人と児童、生徒に違いはないことは自明なことである。児童、生徒だからといって犯罪が成立しないということは決してないことを、教育現場の責任者等は認識すべきである。社会のしがらみや、教育者等の評価の違いによって法適用の平等²⁾を誤ってはならないことを言及したい。

えのき くひろ

〒737-0004 呉市阿賀南2-10-3 広島文化学園大学看護学部

■ いじめ者の論理

これくらいはいいであろうという道徳感というよりは、法規範を失っている児童、生徒を如何に処分し、社会復帰させるかの問題である。子供の時から、犯罪者、非行者というラベリングをされることを避けるには、まずは家庭で法規範を親が子供に教えてやるべきである。しかし今日の親には、子供に法規範を教える能力を持っていない者がいるような気がする。それとともに、親が、自分の子供が法規範に反している行為をしていることを、容認していることがあるのではなかろうか。生活するうえでの多忙を理由としていないであろうか。このような「法規範が欠如している子供」と接する「法規範を認識している子供」は、学校生活等で、戸惑いを感じてしまうと思われる。しかも学校生活等は、法規範によって、なされるものではなく、道徳規範によってなされるべきであることは、言うまでもないことである。親の社会的地位を児童、生徒たちが勘違いし、そのまま自分の立場であると考えている場合があるのではなかろうか。親に一定の社会的地位がある場合に、自分は少々の行き過ぎた行為をしても許されるといった曲解をしている場合があることも否定できないと思われる。しかし、今は、民主主義の時代である。権威主義の時代は、過去の遺物である。相手すなわち友達等をいたわるという感性を失っている児童、生徒がいることは事実であろう。成人であろうが、児童、生徒であろうが、他者の生きるという権利を奪うことは許されない。そして生きるという権利だけでなく、他者の人権を侵害してはならないのである。自分さえよければ良いという自己満足という排他的利己主義または他者の犠牲を何とも思わないことは、最終的には、自己の否定につながるということを知らなければならない。なぜならば、それは長続きするものではなく、必ず社会が否定するものだからである。他者の犠牲に基づく自己の幸福は、決して許されないことを知るべきはずであるが、未成年者のうちに、これを会得してしまうと本当のあるべき成人になれないと思われる。子供達が、本当の大人になるためには、本来の常識、感性を持った大人と接することが必要である。しかし犯罪行為と評価される程のいじめをしてしまう子供達は、生活するうえでの周囲に本当の大人というべき者がいないのではないかと思う。いじめ者の論理は、短絡的快楽を指向する論理であると筆者は考える。

■ いじめ者の親の論理

「いじめる者も悪いが、いじめられる者にも落ち度がある。」という論理がある。これを成人に置き換えて言えば、犯罪者も悪いが、被害者も悪いという論理である。刑事手続では、被害者の落ち度というものとは量刑を作用させることはあるが、それを理由に、犯罪者の罪はなくなるというものではない。最近の風潮として、「子供がすることだから、少々はいいではないか。」と言うものがないであろうか。親たちの考えで、「私たちもやってきたことだから、子供がすることは、少々のはいいではないか。」という風潮があるのではなかろうか³⁾。これはまさに、時代錯誤であるというしかない。また親が「子供の非行を知らなかった。」というケースもあるようである。しかし、子供のしたことに対して、親は法的にも、道徳的にも逃げてはならないのである。それは決して子供たちのためにはならないということを経験したい。いじめる子供たちにも将来がある。この将来を、周りの大人たちが、失くしてしまっているような気がする。「子供たちであっても、罪を犯す」しかし「罪を犯した子供たちにも将来がある」という前提を決して忘れてはいけないと思う。犯罪、非行をしてしまった子供の将来は、適切な法的手続を経ることにより、再度、蘇るのである。

■ 教育現場の論理と法的認識

個々の教師も法的手段に訴える自由は、憲法上、認められている。しかし個々の教員は例え被害者になっても、組織的に法的手段を採ることが許されないという現実がないであろうか。教師の寛大な気持ちも、現代の親たちにとっては当たり前という状態はないであろうか。親の甘えとも言える「教師は児童、生徒を犯罪者にしない。」という論理とともに、教師側にも「児童、生徒を犯罪者にすることは、自己の職

務とは相容れないことだ。」と思っははいないであろうか。しかし筆者は、そんな考えが一層、児童、生徒を真の犯罪者に近づけているのだと思う。そして、その子供たちの将来を封じ込めているように思われる。筆者には「犯罪行為」であるものが、教育現場では「いじめ」という言葉にすり替えられているような感を持つ。

■ 教育現場の責任者の論理と法的認識

少年法という手続にのれなかった少年の不幸というものを考えてみたい。つまり現行の少年法は、非行、罪を犯した児童、生徒を立ち直らせようという法律なのである。つまり少年の可塑性を大きく重視している法であるということを見逃してはいないであろうか。軽微な事件であれば、そして教師の口頭による指導で、立ち直る程度の行為等であれば、それは教育現場での仕事と解してもよかろう。しかしその程度を越えて、もはや教師の指導に従わない児童、生徒の指導は、少年法に基づく処分が必要なのである。そして、その処分が、可塑性のある児童、生徒を保護し、かつその児童、生徒の将来を守ることになるという認識を持つべきである。そうしなければ、被害は拡大するばかりである。つまり、その児童、生徒を取り巻く、家庭、学校、地域等までが被害者になるということである。この意味で、いじめも、その度合いが過ぎれば、犯罪になり、速やかな少年法の適用が望まれることを、教師そして学校の責任者は認識するべきではなかろうか。児童、生徒の行為とは言え、法に抵触する行為は許されない。それを認識し、捜査機関に通報する時代が到来したとは、言えないであろうか。学校現場の責任者及び教育委員会の保身があつては、それは本来の教育ではないことを認識するべきである。学校現場での教育の限界を認識することが必要である場合があることを知らなければならないと思われる。犯罪行為と史料するか否かは、捜査機関の責任である。それにも拘わらず教育現場で判断されていることを危惧するのである。教師には、原則的に法的知識及び処分の手続等については、知らないことが多いと思われる。罪を犯した児童、生徒を、更生できるという「おごり」が教育現場もしくは、その責任者にはなかろうか。筆者は個々の教師に責任を負わせる論述をしているのではない。教育的指導では不可能な更生を、個々の教師に負わせている現実を指摘しているのである。学校は決して矯正施設ではない。一昔前の児童、生徒であれば、悪いことをしたら先生に叱られ、反省したものである。反省はしなくとも、少なくとも同様なことをしてはならないという認識を持ったものである。しかし時代の急激な変化を認識しなければならぬ時が到来したと思われる。筆者の裁判所勤務における思いは、何故、ここまで非行を続ける児童及び生徒を少年法という手続にのせなかつたのかという思いがあつた。これは、10年以上も前のことである。早期の手続で更生できた生徒、児童がもはや将来を失う程度にまで、放置されているという感を持つことが多かつた。これでは、少年法の理念を教育者、教育機関が無視していると思わざるを得ない。

■ 捜査機関の積極的介入

教師が生徒、児童に懲戒のための有形力の行使ができないことを逆手にとっている親や児童及び生徒がいる現実を忘れてはならない。かつては、宗教に関わることは、学校に関わることは、捜査機関からすれば聖域とされた。その結果、特定の宗教団体が、大量殺人等を犯したのである。我々は、これを教訓とすべきである。学校現場に対する捜査を聖域とするべきではないという時代の到来を認識するべきではなかろうか。成人でも児童、生徒でも法に抵触することは許されない。これが法治国家の理念である。捜査機関の捜査により、「いじめ」が犯罪と評価される場合、その捜査を制限する法は存在しない。つまり、学校その他の教育機関からの通報がなければ、捜査してはならないという法は存在しないのである。その意味では、捜査機関が「いじめ」を犯罪とすることなく見逃すことは、少年法の理念を忘れていたとも言えよう。捜査機関の「いじめ」に対する積極的介入が望まれる。そのことが、被害者とされる者の人権を擁護することにもなる。それとともに、加害者とされる者の保護になることを言及したい。そして、この介入が被害者、加害者とされる児童、生徒の双方の将来を確保することになると思われる。

まさに、少年法の理念である。

■ おわりに

筆者は児童、生徒の法に反する行為を、何でも法的評価をすることを決して主張しているわけではないことを、理解していただきたい。学校現場で解決できない事案をいつまでも学校側の責任として対処すべきではないことを主張しているのである。それは、学校側、教職員側、そして加害生徒、被害生徒に決して利益を供するものではない。そのことを認識すべきであることを主張している。学校での突発性の、換言すれば一時的な児童、生徒の「喧嘩」等を暴行罪、傷害罪で立件すべきであると主張しているのではない。そのようなケースは、学校教育で解決できるものである。人が人を教育するということの重要性と難しさを、マスコミ等だけではあるが、これを通して感じることは多くある。しかし人は成人であろうが、児童、生徒であろうが、人としての感性を忘れてはならないと思う。生まれてから育った環境は人それぞれ違うことは、明らかである。しかし他人に対する優しさを持つということは、人として共通として、大切なことである。他人の痛みを悟ることにより、自己の成長も可能であると思われる。本稿は、新しい時代における教育者、教育機関の教育が円滑になされることを願って記したものである。毅然とした教育が必要な時代だからこそ、毅然とした態度と判断が望まれると思われる。

注

- 1) 未成年者の犯罪については、未成年者にはその立ち直りという可塑性があるとされている。
- 2) 判例は、憲法第14条は法内容の平等のみならず法適用の平等も要請しているとされている。それ故、未成年者だからといって、非行、犯罪の認定は成人と異なってはならない。
- 3) 現代の子供たちの育つ環境は少子高齢化社会であり、その親が体験したこのない環境で育っている。その意味をひとつとっても親と子供たちの育つ環境はかなり異なると思われる。親が育った時代に携帯電話の存在はあっただろうか。このことを考えてみても、今の子供たちの間では、情報の伝達の速さは親の時代とは異なるのである。